八戸国道出張所だより Vol.135

特殊車両の取り締まりを実施しました

皆さんがいつも使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両が走行する場合は、道路法による「特種車両通行許可」が必要です。違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因となり、補修工事を増やしたり、渋滞や事故の原因になるため、定期的に取締を行っております。

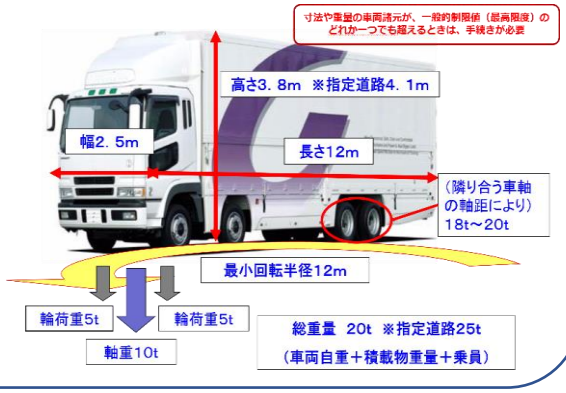
計測の様子





道路法に定める一般的制限値について

構造が特殊である車両や輸送する貨物が特殊な車両で一般的制限値を超えたり、橋、高架、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を特殊車両といい、通行させる場合は、事前に特殊車両通行申請手続きが必要です。



ONLINE SYSTEM
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き 国土交通省

↓↓↓

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

特殊車両を通行させる場合は特殊車両通行許可証を携帯し、法令を順守して安全に走行しましょう！！



道路の異常を発見したら　道路緊急ダイヤル　＃9910　全国共通 24時間受付無料

国土交通省

青森河川国道事務所　八戸国道出張所
八戸市下長一丁目5-4
TEL:０１７８－２８－１６１３

